

○社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条 削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正）

○島田市社会教育委員の設置等に関する条例

平成17年5月5日

条例第150号

改正 平成20年3月28日条例第54号

平成26年3月31日条例第14号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項及び第18条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の設置、定数、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(平26条例14・全改)

(設置)

第2条 島田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に、附属機関として委員を置く。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる者を委員に選任するときは、公募の方法により行うものとする。

(平26条例14・追加)

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(平26条例14・旧第2条繰下)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員を委嘱しなければならない

い。この場合において、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(解嘱)

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(平26条例14・追加)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平26条例14・旧第4条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 榛原郡川根町の編入の日（以下「編入日」という。）以後最初に社会教育法第15条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱された日から平成21年3月31日までとする。

(平20条例54・追加)

4 編入日から平成21年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「10人」とあるのは、「11人」とする。

(平20条例54・追加)

附 則（平成20年3月28日条例第54号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及

び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第15条の規定による改正前の社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により委嘱されている社会教育委員は、施行日に改正後の第2条第2項の規定により社会教育委員として委嘱されたものとみなす。